

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用

1. 対象工事

下水道局発注の土木・建築工事（単価契約を除く）

2. 調達検討資材

調達検討資材は、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（内面被覆材、硬質ポリ塩化ビニル管、断熱材、塗料等）とする。

一般財団法人経済調査会や一般財団法人建設物価調査会等の機関により、中東情勢の影響を受け、供給面での懸念や価格上昇の動きが顕在化していると公表されている資材を対象とすることを基本とするが、建設資材の流通状況は日々変動するため、受注者から調達検討資材に関する追加等の協議の申出があった場合には、本運用の主旨を踏まえ誠実に協議に応じることとする。

3. 別途調達経費

別途調達経費は、次の（１）、（２）、（３）の場合における調達変更により必要となる経費をいう。労務費、機械器具費、仮設材費は対象としない。

- （１） 調達検討資材の代替資材を調達した場合
- （２） 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
- （３） 調達検討資材の入手に当たり、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合

4. 手続き

- （１） 発注者は、調達検討資材を含む対象工事において、「５．特記仕様書記載例」を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するとともに、既契約工事においても指示書へ記載するなど、受注者に周知する。
- （２） 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議すること。
- （３） 受注者から別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票、見積書、請求書等）の提出があった場合には、その妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、契約変更の対象としない。
- （４） 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 24 条（スライド条項）の対象外とする。
- （５） 本運用に基づく設計変更に伴い工期の変更が必要となる場合は、適切に変更を行うこと。
- （６） 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

5. 特記仕様書記載例

■中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

1. 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」という）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」という）について、設計変更を行うことが可能な工事である。
2. 調達検討資材は、内面被覆材、硬質ポリ塩化ビニル管、断熱材、塗料等を想定しており、これ

により難しい場合は、監督員と協議するものとする。

3. 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。

① 調達検討資材の代替資材を調達した場合

② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合

③ 調達検討資材の入手に当たり、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合

4. 受注者は、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。

5. 本運用による設計変更内容は、工事請負契約書第 24 条（スライド条項）の対象外とする。

6. 疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

6. 積算方法

（1）設計変更は、精算変更時（指定部分がある場合には、その指定部分の精算変更時）に行うことを基本とする。

（2）既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

（3）設計変更に用いる単価は、証明書類により妥当性が確認された実際の購入価格とする。

（4）別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格を用いて設計変更を行うこと。市場単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

7. 適用

本通知は、令和 8 年 8 月 17 日以降に起工決定する工事に適用する。

なお、令和 8 年 8 月 16 日以前に起工決定した工事（既契約工事を含む）については、受発注者間での協議により適用する。